

令和7年度「やまなし」ブランドプロモーション強化業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度「やまなし」ブランドプロモーション強化業務

2 業務の目的

本事業は、令和3年3月に策定した「やまなし地域プロモーション戦略」、及び、令和5年8月に策定した戦略の新たな実施方針に基づき、本県の多くの魅力的な地域資源を統合的にブランディングし、地域ブランド「やまなし」を確立していくため、専門的・技術的な知見をもとに、庁内の各所属が行う個別の施策のマネジメント、及び、それぞれの施策の統合的なマネジメントを支援し、各種の施策を有機的・一体的に実行する体制を更に強化するとともに、各種ブランド価値向上施策の統合的な情報発信を支援し、地域ブランド「やまなし」の情報発信力を強化していくことを目的とする。

3 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務

(1) 全般的事項

新事業・地域ブランド課は、山梨ブランド・国際戦略統括官のもとで、県が行うコーポレートブランド（以下「CB」という。）、ファミリーブランド（以下「FB」という。）、プロダクトブランド（以下「PB」という。）の価値向上に向けた各種施策を部局横断的にマネジメントする業務を実施する。

受託事業者は、専門的・技術的な知見をもとに次に例示する項目について、広範かつ多様な本県の価値をよりわかりやすく、魅力的に取りまとめ、広く、深く情報発信するための工夫や、組織運営体制の強化など、取り組みの更なる高度化を実現する方針を策定し、山梨ブランド・国際戦略統括官に提案を行う。

- ・ 各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメントの支援
- ・ 上記統合的マネジメントに向けた各種ブランド価値向上施策の個別的マネジメントの支援
- ・ 業界専門誌などを活用した各種ブランド価値向上施策の統合的情報発信
- ・ 各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメント、情報発信に関する知見の蓄積（県職員への研修など）

受託事業者は、上記をもとに山梨ブランド・国際戦略統括官及び新事業・地域ブランド課と内容を検討して実施方針を確定したうえで、「4（2）」に示す業務を通じて山梨ブランド・国際戦略統括官及び新事業・地域ブランド課の業務を支援する。

なお、本業務により支援を受けて高度化したマネジメント手法については、必要に応じ「やまなし地域プロモーション戦略」の実施方針に反映する。

(2) 業務の内容

ア 各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメントに対する支援

C B 確立に向けた部局横断的・統合的な施策運営を実現するため、庁内において各種ブランド価値向上施策を所管する各課・室・グループ（以下「各所属」という。）、及び、新事業・地域ブランド課相互の情報共有や必要な調整を図るとともに、それらを踏まえて必要な知見・情報の収集・分析を行い、山梨ブランド・国際戦略統括官が行う統合的マネジメントを支援する。

イ 個別のブランド価値向上施策のマネジメントに対する支援

各所属が実施するF B、P Bの価値向上に向けた施策を対象とし、C B確立に向けた部局横断的・統合的な施策運営の実現の観点から、その円滑かつ効果的な企画・実行に向けて必要な知見・情報の収集・分析を行うとともに、それらを踏まえ、実施方針・方法等について助言や提案を行う。

ウ 業界専門誌などの活用を通じた情報発信の高度化

地域ブランド「やまなし」のブランドイメージの効果的な訴求に向けて、情報の受け手の視点に立った企画・実行力を向上させるため、各所属が実施するF B、P Bの価値向上に向けた施策を対象とし、これを統合的に捉えたうえで魅力的な情報として取りまとめ、業界専門誌などの媒体を活用して情報発信する。

情報発信は、紙媒体、WEB媒体などの形式を問わず、年間2回以上行うこととする。なお、その具体的な実施内容に応じて、購買者数や閲覧者数など、適切なK P Iを設定する。

エ 各種ブランド価値向上施策の統合的マネジメントに関する知見の蓄積

上記「4（2）アからウ」の業務に必要な知見の県組織への蓄積ができるよう、職員への研修などを行う。

オ 業務の実施方法

上記「4（2）アからウ」の業務は、各所属の施策担当者やマネジメント担当者との面談、山梨ブランド・国際戦略統括官及び新事業・地域ブランド課との面談、関係者を招集した会議、情報共有・統括を行うための資料作成、各種施策・マネジメントの実施スケジュールの管理・調整、次年度に向けた施策検討における更なる統合的な施策運営への助言等により実施する。

(3) 業務達成度の評価について

- ・ 「やまなし地域プロモーション戦略」の推進にかかるK P Iの考え方は戦略の実施方針に示すとおり。これを踏まえたうえで、本件業務に関する重要評価指標は別添「令和7年度『やまなし』ブランドプロモーション強化業務における重要評価指標」とおりとする（戦略の実施方針におけるKPI④の一部に相当）。受託事業者は、各指標について、基準値、目標値、現況値を勘案し、業務実施年度に得られるべき十分な進捗が達成できるよう、業務を実施する。

あわせて、受託事業者は、上記「4（1）及び（2）」の業務において支援する各種

のマネジメントが対象とするブランド価値向上施策のそれぞれに設定されている評価指標*の達成に向けて業務を遂行するとともに、施策実行段階において、評価指標の適正化・高度化を図るために必要となる助言や提案を行う。

※ 本件情報については契約後に受託事業者へ提供する

- ・ 上記評価指標の達成に向けては、本業務において対象とするブランド価値向上施策について、その8割以上について内容をレビューするとともに、そのうち5割以上に対して施策向上に向けたマネジメントに対する助言を行い、効果的なPDCAサイクルを実行すること。

(4) 成果物の納入

受託事業者は、成果物として次の資料等を納入する。

- ・ 業務実施体制図
- ・ 作業要員一覧
- ・ 支援、助言等の業務並びにその効果に係る報告書
(知見の蓄積に向けた取り組み状況も含む)
- ・ 各種会議・面談への提出資料及び議事録
- ・ 月次活動報告書
- ・ 年間活動実績報告書
- ・ 情報発信とその実績（発行部数や閲覧者数等）の一覧
- ・ その他業務支援に関し、別途県が指示する資料
- ・ 上記の電子データ

(5) 制限事項

本件業務において受託事業者は、県が実施する施策に関する必要な知見・情報の収集・分析を行うものであるが、県が実施する調達や業務委託等の契約にかかる透明性、公平性を確保するため、本件業務を行うに際し、県が行うすべての契約を対象として、入札に付する又は随意契約によろうとする事項に関する文書・資料（仕様書、公告・公募要領等、評価・選定基準、審査委員、予定価格等）の作成から契約までの業務が行われている間、当該文書・資料に関する情報に接することができないものとする（ただし、公募開始などにより公表に至ったものを除く）。

5 県への実施状況報告等

委託業務の遂行に際しては、進捗状況及びその後の実施方針を確認するため、新事業・地域ブランド課の担当者と毎月3回程度の打ち合わせを実施すること。

10月末日時点の業務実施状況について、11月末日までに中間報告書（様式は問わない）を提出すること。

委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書（第1号様式）を県に提出すること。

6 業務成果の帰属等

- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権

利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。

- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

7 留意事項

- ・ 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・ 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「「やまなし」ブランドプロモーション強化業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

8 その他

（1）再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

（2）仕様の変更について

受託事業者は、やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

（3）記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

【様式1】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所：

名 称：

代表者氏名：

印

「やまなし」ブランドプロモーション強化業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けた「やまなし」ブランドプロモーション強化業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

- ・ 業務実施体制図
- ・ 作業要員一覧
- ・ 支援、助言等の業務並びにその効果に係る報告書
(知見の蓄積に向けた取り組み状況も含む)
- ・ 各種会議・面談への提出資料及び議事録
- ・ 月次活動報告書
- ・ 年間活動実績報告書
- ・ 情報発信とその実績（発行部数や閲覧者数等）の一覧
- ・ その他業務支援に関し、別途県が指示する資料
- ・ 上記を記録した電子媒体

令和7年度「やまなし」ブランドプロモーション強化業務における重要評価指標

プロモーションテーマ	項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	現況値 (現況年度)
イノベーション (先進・次世代)	実証実験サポート事業による支援企業数	21社 (R3～4累計)	70社 (R3～8累計)	35社 (R3～5累計)
	県支援により県内で新たに事業展開する スタートアップ数	5社 (R4)	45社 (R5～8累計)	14社 (R5)
	企業立地件数	59社 (R1～4累計)	68件 (R5～8累計)	20件 (R5)
	水素・燃料電池関連分野への参入企業数	81社 (R4)	120社 (R8)	91社 (R5)
	医療機器関連分野への参入企業数	146社 (R4)	220社	167社 (R5)
	キャリアアップ・ユニバーシティの利用者数	－	2,000人 (R5～8累計)	264人 (R5)
美酒・美食体験	観光客一人あたりの平均消費額	12,498円 (R1)	14,500円 (R8)	12,328円 (R5速報値)
	食を目的とした旅行者の飲食単価	6,230円 (R1)	9,480円 (R8)	7,078円 (R4)
	外国人観光客1人当たり平均飲食消費額	3,000円 (R1)	6,000円 (R8)	5,297円 (R5)
	県産果実の輸出額	20.7億円 (R4)	35.0億円 (R8)	19.8億円 (R5)
	甲州ワインの輸出量	66.7kl (R3)	90kl (R7)	47kl (R4)
	県産日本酒の輸出量	83kl (R3)	211kl (R7)	88kl (R4)
自然環境	外国人観光客観光消費額	18,000円 (R1)	22,500円 (R8)	25,000円 (R5)
	観光客1人当たりの平均入場料・体験料等	660円 (R1)	1,000円 (R8)	412円 (速報値)
	木材生産量	236,000m ³ (R4)	292,000m ³ (R8)	212,000m ³ (R5)
	木材製品の出荷量	48,000m ³ (R4)	77,000m ³ (R8)	48,000m ³ (R5)
	県内農泊の宿泊者数	10,048人 (R4)	13,440人 (R8)	12,416人 (R5)
芸術・文化・伝統	地場産業に係る主要イベントの参加者・来訪者の 増加	－	120% (R8) ※R1～R4 イベント 平均を100%とする	142% (R5)
	県立4館の利用者数	491,466人 (R4)	589,734人 (R8)	614,411人 (R5)

※ 上記は「山梨県総合計画 2023年策定版」をもとに設定